

平成 30 年 5 月 19 日

大阪府立槻の木高等学校 P T A 会計基準

【会計の計算方法】

- 1 会計計算は、キャッシュフローとする。

【会計の種類】

- 1 本会に「P T A一般会計」「周年事業積立金会計」「国際交流特別会計」の3つの会計を置く。

【会計の勘定科目】

- 1 収入の部の大科目は、「前期繰越金」「会費収入」「寄付金収入」「バザー収入」「積立金」「繰入金」「活動収入」「雑収入」とする。
- 2 支出の部の大科目は、「運営費」「活動費」「教育振興費」「国内事業費」「国外事業費」「積立金」「予備費」「次期繰越額」とする。
- 3 収入の部は、小科目を定めない。
- 4 支出の部の「活動費」の小科目は、「委員会活動費」「環境整備費」「学校行事費」「慶弔費」とする。
- 5 支出の部の「国内事業費」の小科目は、「姉妹校等関係費」「国際交流活動費」とする。
- 6 支出の部の「国外事業費」の小科目は、「姉妹校等関係費」「国際交流活動費」「教員付添旅費」とする。
- 7 支出の部の「運営費」「教育振興費」「積立金」「予備費」「次期繰越額」は、小科目を定めない。
- 8 科目の追加、変更については、本会計基準を変更する手続きによる。

【各科目の内容】

- 1 「前期繰越金」は、前期末の残額で翌期に繰り越す金額。
- 2 「会費収入」は、大阪府立槻の木高等学校 P T A 規約第 13 条 2 項に規定される会費収入の金額。
- 3 「寄付金収入」は、会員等から受けた寄付の金額。
- 4 「バザー収入」は、P T A のバザー活動の収益金額。
- 5 「積立金」は、目的に沿って複数年度に積み立てられる金額。
- 6 「繰入金」は、他の会計等から繰入された金額。
- 7 「活動収入」は、文化祭の出店売上収入、社会見学の個人負担額など P T A 活動（事業）に係る金額。
- 8 「雑収入」は、他の収入科目に属さない、基本小口の収入金額。
- 9 「運営費」は、P T A の団体運営に直接関わる金額。
- 10 「活動費」は、P T A が行う事業に関する金額。

- 11 「活動費」の「委員会活動費」は、PTA役員会、各委員会などの活動に係る金額。
- 12 「活動費」の「環境整備費」は、学校やPTAの環境向上に係る費金額。
- 13 「活動費」の「学校行事費」は、体育大会や卒業式などの行事に係る金額。
- 14 「活動費」の「慶弔費」は、PTA慶弔規定に基づく金額。
- 15 「教育振興費」は、学校の教育振興に関する支援金額。
- 16 「積立金」は、周年事業実施のために積み立てる金額。
- 17 「国内事業費」は、国内における国際交流活動に係る金額。
- 18 「国内事業費」の「姉妹校等関係費」は、姉妹校協定に係る金額。
- 19 「国内事業費」の「国際交流活動費」は、国内の国際交流活動に係る金額。
- 20 「国外事業費」は、国外における国際交流活動に係る金額。
- 21 「国外事業費」の「姉妹校等関係費」は、姉妹校協定に係る金額。
- 22 「国外事業費」の「国際交流活動費」は、国内の国際交流活動に係る金額。
- 23 「国外事業費」の「教員付添旅費」は、生徒の国外研修等に付き添う教員旅費の金額。
- 24 「予備費」は、PTA総会で承認された各予算の内容に不足が生じた場合のための金額。
- 25 「次期繰越額」は、会計年度内の総収入から総支出を差し引いた残額で、次期に同PTA会計に繰り越す金額。
- 26 本会計基準の変更については、PTA総会の審議を経て、承認されなければいけない。

【改正手続き】

- 1 本会計基準の変更については、総会の審議を経て、承認されなければいけない。

付則 この基準は、平成30年5月19日から適用する。

令和2年9月1日 一部改正